

「制度上、5年たてば免許が取れますが、また運転しますか」

飲酒運転の四輪駆動車にひき逃げされ、二男を亡くした北海道江別市の高石弘さん(45)、洋子さん(44)夫妻は、運転していた男(31)の公判で裁判官が男にかけた言葉に耳を疑った。

男は過去にも2度、酒気帯び運転で略式起訴され、免許停止などの処分を受けていた。そんな「常習者」が今度は人の命を奪ってもなお、再びハンドルを握ることが許されるのか。高石さん夫妻には、やりきれない思いが募った。

2003年2月12日。高校1年だった二男の拓那さん(当時16歳)は、いつもより少し遅めの午前4時ごろ、自転車で家を出た。前夜からの雪が、ちょうどやんでいた。「自分の小遣いぐらい自分で稼ぐ」。高校入学後、そう言って一日も休まずに続けてきた新聞配達のアルバイトに向かうためだった。所属していたバレーボー

常習者 5年で「復権」

ル部は男子部員が次々とやめ、最後に拓那さんだけが残った。バイト代の一部は、部の存続のために少しずつ貯金した。

そんな息子の笑顔が、無謀運転によって一瞬にして奪われた。男の車は拓那さんに追突した後も自転車を約50メートル引きずり、そのまま

逃走。全身を打って動けなくなった拓那さんは、氷点下の庄雪路面の上に置き去りにされ、通行人に発見された時は、すでに死亡していた。

遺体と対面した病院の処置室。「これから寒くなるから、着ていきなさい」。数か月前、洋子さんが、拓

高1の冬 路面置き去り



亡くなった高石拓那さん

免許 何度でも再取得

那さんにプレゼントした黒いロングコートが血で赤く染まっていた。

男は行きつけのモーシャ店やパブをほしご。ビール

「これは殺人だ」。担当の警察官は言った。だが、起訴されたのは業務上過失

的検査をパスしないと再取得できない制度があるという。また、アメリカでは飲酒運転をした人に対して、裁判所が飲酒習慣を見直すための専用のプログラムを受けさせる州もある。

ルやカクテルを飲み、知人の女性を送る途中だった。「誰も見ていないので逃げられると思った」。調べに対して供述した。

致死罪と道交法違反(ひき逃げ)だけ。半日後に逮捕されたため飲酒量の検知ができず、危険運転致死罪はもちろん、飲酒運転も立件されなかった。

常習者なら故意犯ではないか。なぜ「過失」で済まされるのか。弘さんの問いに担当の検察官は淡々と答えた。「逃げられたら(飲酒運転の立件は)無理なんです」

約3か月後に下された判決は懲役2年10月。検察は控訴せずに刑は確定した。

「相手は普通に生活しているも、私たちの心の痛みはあの日のまま。加害者だけに甘い今の制度では息子は浮かばれない」

現行制度では、運転免許は一度取り消されても欠格期間(最高5年)が過ぎれば何度でも再取得できる。

「意見、情報をお寄せ下さい。あて先は左のページの下段にあります。」

なくせ 飲酒運転

遺族の叫び*4



拓那さんが車にはねられた現場。事故当時、辺り一面は雪で覆われていた

警察庁によると、ドイツでは、飲酒運転で2回以上免許の取り消しを受けた者は、健康チェックと心理学